

まちなか再生事業の取り組み 14

まちなか再生事業の整備が進んでいます。大通・幸町地区コミュニティ施設のうち、大通地区コミュニティ施設（図書館・交通拠点・スリーパーマーケットなどの複合施設）の整備状況について、現在は外部足場も外れて外観が見える状況になっており、内装や電気・機械設備工事が進められています。

また、3月末に施設が竣工予定、5月に施設の供用開始（図書館は7月1日）を目指す中で、施設の運営管理者を公募します。公募終了後には、候補者の選定を行い、議会での議決後に指定管理者として指定され、その後、告示を経て協定を締結し、4月1日より指定管理者による施設の運営管理が開始される予定です。

直近の経過について	
令和4年 12月12日	第10回全員協議会 施設整備の進捗状況の共有や、施設条例及び施行規則についての協議、施設管理者の募集要項及び業務仕様書についての協議を行いました。
令和4年 12月16日	令和4年第7回定例会（議会） 施設条例の制定について提案し、可決されました。

本号では11月14日開催の第9回全員協議会、12月12日開催の第10回全員協議会の協議経過についてお伝えします。

第9回全員協議会では、「施設整備の進捗状況について」や「整備事業費の増額に対する分析について」、「市街地総合再生基本計画推進協議会の議論について」として、主に指定管理者の公募について協議しました。なお、整備事業費の増額に対する分析については、先月号でお知らせしたとおりです。

第10回全員協議会では、「施設整備の進捗状況について」や「大通地区コミュニティ施設条例の制定について」、「大通地区コミュニティ施設指定管理者募集要項及び業務仕様書について」の協議を行いました。

第10回で協議を行いました本施設の条例に係る協議経過について、一部を抜粋して紹介します。

Q 町外者利用の場合の利
用料加算はあるか。また、他
施設で加算要件を設けてい
ない施設はあるか？

A 加算はせず、設定料金の
100%を納付いただく予
定。また、にぎわい創出のた
め加算要件が無い施設もあ
る。

Q 減免対象となる団体は
記載されている団体で全て
か？

A 団体の活動内容や利用
内容を考慮し、柔軟に対応し
たい。

Q 指定管理の必要性は？
また、スーパードも入っている
が、公の施設になり得るの
か？

A 施設の運営者に裁量を
持たせたいことから必要と
考える。公の施設について
は、法務支援相談を行い、な
り得ると回答もいただいで
いる。

Q キッチンカーなどの駐
車場利用料金が抜けている
のでは？

A 施設の目的外利用とな
るので、指定管理者の裁量の
もと出店等をさせることに
したいと考えている。

Q 施設の利用申請や利用料

の納入等はどう行うのか？

A 他の例規等を参考に指
定管理者の裁量で使用しや
すい様式を定める。

また、第9回、第10回と協
議を行った指定管理者の公
募に係る協議経過について
も一部を抜粋して紹介しま
す。

Q 指定管理者は町外から
の応募も可か？可であれば
募集期間を長めに設定すべ
き。

A 町外からの応募も可。募
集期間と時期については検
討する。

Q 開館時間や業務が多岐
に渡ることから人件費が不
足しないように。また、業務
に係る経費や利益も必要で
は？

A 管理料は800万円ほ
ど見積もっていたが、再度
検討する。

Q 施設オープン当初は業
務が大変だがイベント等で
の誘客が必要では？また、誘
客の成果報酬等も必要では？

A 仰るとおり。毎年の年度

協定等でサポートしてい
きたい。

Q 施設利用料は町民がポ
ランティア等で利用する場
合も対象となるか？

A 減免規定を設ける。

なお、現在ではこれらの協
議を経て指定管理者の公募
を行う準備を進めています。
公募が開始された際には、町
ホームページに公募要項等
を掲載します。

本施設整備に係る市街地
総合再生基本計画や同計画
の推進協議会での協議経過、
これまでに皆さまに周知し
てきた資料やQ&Aについ
ては町のホームページに掲
載されています。

また、事業に対する問い合
わせや疑問、ご意見、出張説
明会のご要望も随時受け付
けています。いずれも、次頁
下部に記載のURLやQR
コードをご利用いただけます。
事業の進行に伴い、現場付
近の通行や駐車場利用など、
特に積雪のあるこの時期に
ついては皆さまにご不便を
お掛けしますが、ご理解のほ
どよろしく願います。

今後の進め方について（予定）	
令和5年 2月下旬頃まで	施設運営に係る指定管理者の公募及び選定 施設運営に係る指定管理者を公募し、候補者の選定を行います。
令和5年 3月中旬頃	施設運営に係る指定管理者の指定 選定した指定管理者の候補者について、議会での議決後に指定します。
令和5年 3月下旬頃	指定管理者と基本協定書及び年次協定書の締結 指定後、告示を経て協定書の締結を行います。
令和5年 3月末	施設建築工事の完了・財産購入
令和5年 4月1日	指定管理者の業務開始 令和5年度より指定管理者の業務開始となります。
令和5年 5月上旬頃	大通地区コミュニティ施設の供用開始 施設の供用を開始します。なお、図書館については7月1日供用開始予定 です。

これまでの議論経過や配付資料、Q&A等については下記に掲載しています。

津別町 HP 内【津別町市街地総合再生基本計画】 ページ
詳しくは…… [津別町市街地総合再生基本計画](https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/20machizukuri/sousei/tsubetsu_shigaichi_sougousaisei.html) 検索

https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/20machizukuri/sousei/tsubetsu_shigaichi_sougousaisei.html

QRコードが読み込める機
器をご使用の場合は、ここ
からもアクセス可能です▶

《事業に対する問い合わせや疑問、出張説明のご依頼などを随時受付しています》

<https://forms.gle/yTHPNLhpAMLdEpbL6>

QRコードが読み込める機器をご使用の
場合は、ここからもアクセス可能です▶